

熊本保健科学大学 ハラスメント防止委員会規程

（目的）

第1条 この規程は、熊本保健科学大学ハラスメントの防止に関する規程第6条第3項の規定に基づき、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第2条 防止委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ハラスメントの防止等に係る研修及び啓発活動の企画並びに実施に関する事項
- (2) ハラスメントに関する問題が発生した場合の職員学生等の就労又は修学上の環境改善に関する事項
- (3) その他ハラスメントの防止等に係る重要事項

（構成）

第3条 防止委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学長、学部長、各学科長、共通教育センター長、研究科長、専攻科長、別科長、キャリア教育研修センター長、学生相談・修学サポートセンター長、アカデミックスキル支援センター長、健康・スポーツ教育研究センター長、事務局長
- (2) ハラスメント相談員
- (3) 学生相談・修学サポートセンターのオーガナイザー
- (4) その他学長が指名する教職員

2 委員長は学長とする。

（任期）

第4条 委員の防止委員会における任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

（委員会の招集・成立）

第5条 委員長は必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会で議決を要する事項は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（委員会の事務）

第6条 防止委員会の事務は、総務課において処理する。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、大学運営協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。なお、本規程施行に伴い「熊本保健科学大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程」は廃止する。
- 2 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 5 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 6 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 7 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 8 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 9 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 10 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 11 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から改正施行する。